

# 富士宮市立病院

## (介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

富士宮市長が開設する富士宮市立病院（以下「事業所」という）が実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーション等の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 サービスの提供にあつては、利用者及びその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富士宮市立病院
- (2) 所在地 静岡県富士宮市錦町3番1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、訪問リハビリテーション等の従事者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従事者の職種及び員数

作業療法士 1名（病院兼務，常勤1名）

従事者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第6条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める額とし、訪問リハビリテーション等が法定受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は富士宮市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。(富士宮市立病院事業継続計画に準ずる)

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。(院内感染対策マニュアルに準ずる)

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓

練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の養護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。(富士宮市立病院虐待対策委員会設置要綱に準ずる)

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問リハビリテーション計画、具体的なサービスの内容、相談・苦情等または事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録し、その謄滑の日から5年間保存する。

第13条 適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は富士宮市立病院が定めるものとする。

附則 この規程は、平成27年3月23日から施行する。

附則 この変更規程は、平成27年12月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成30年10月25日から施行する。

附則 この変更規程は、平成31年3月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和4年4月4日から施行する。

附則 この変更規程は、令和5年3月22日から施行する。

附則 この変更規程は、令和5年12月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和6年4月1日から施行する。